

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 岩渕 誠

1 日時

令和2年10月9日（金曜日）

午前10時0分開会、午後1時57分散会

（休憩 午前11時26分～午前11時42分、午前11時56分～午後1時0分）

2 場所

第1委員会室

3 出席委員

岩渕誠委員長、佐々木宣和副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、岩崎友一委員、
武田哲委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

赤坂担当書記、横道担当書記、阿部併任書記、大森併任書記、多賀併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 政策企画部

八重樫政策企画部長、岩渕副部長兼首席調査監、照井政策企画課総括課長、
藤原広聴広報課総括課長

(2) 総務部

白水総務部長、千葉理事兼副部長兼総務室長、
村上参事兼人事課総括課長、小原参事兼財政課総括課長、
奥寺税務課総括課長、平野管財課総括課長、佐藤総務事務センター所長

(3) ふるさと振興部

佐々木ふるさと振興部長、小野寺地域振興室長、高橋交通政策室長、
古館科学・情報政策室長、川村企画課長、松村市町村課総括課長、
畠山地域企画監、小野寺地域交通課長

(4) 復興局

大槻復興局長、菊池副局長、大坊復興推進課総括課長、
阿部まちづくり・産業再生課総括課長、佐藤生活再建課総括課長

(5) I L C推進局

高橋 I L C 推進局長、高橋副局長兼事業推進課総括課長、澤田計画調査課長

(6) 警察本部

大塚警務部長、玉澤参事官兼警務課長、米沢参事兼会計課長

7 一般傍聴者

3名

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第1号 令和2年度岩手県一般会計補正予算（第5号）

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 各款

歳出 第2款 総務費

第9款 警察費

第3条

イ 議案第15号 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

ウ 議案第16号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

エ 議案第17号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

オ 議案第19号 岩手県県税条例の一部を改正する条例

カ 議案第20号 地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

キ 議案第22号 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

ク 議案第25号 旧盛岡短期大学建物解体（第1工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

ケ 議案第30号 久慈警察署等庁舎新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

コ 議案第36号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(2) 請願陳情の審査

ア 受理番号第23号 3月11日を岩手県民の日「大切な人を想う日」にすることについての請願

イ 受理番号第24号 くらしを守る対策として消費税の減税を求める請願

9 議事の内容

○岩淵誠委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第5

号) 第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第2款総務費、第9款警察費及び第3条地方債の補正を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小原参事兼財政課総括課長 議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算(第5号)につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に対応した公共事業費の増額を初め、就職氷河期世代の支援や、県北、沿岸地域の地域課題解決のための経費を計上したほか、海岸保全施設や道路の整備に要する経費など、復興事業に要する予算を計上したものであります。

議案(その1)の1ページをお開き願います。まず、第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ20億71万6,000円を増額し、補正後現計を1兆971億6,436万6,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、2ページから6ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりであり、これにつきましては後ほど予算に関する説明書により御説明いたします。

次に、第2条債務負担行為の補正につきましては、7ページから9ページの第2表債務負担行為補正のとおりであり、7ページの1追加及び8ページの2変更のいずれにつきましても、当委員会所管のものはございません。

次に、第3条地方債の補正につきましては、10ページをお開きいただきまして、第3表地方債補正の1追加は、地域介護・福祉空間整備等施設整備の追加であり、11ページの2変更は、いわて体験交流施設整備など10件について、記載の限度額を変更しようとするものであります。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の3ページをお開き願います。まず、歳入について御説明申し上げます。5款地方交付税につきましては、復旧、復興事業の歳出に連動して、震災復興特別交付税を減額するものであり、133億2,023万3,000円の減額であります。

次に、4ページ、7款分担金及び負担金のうち、1項分担金につきましては、かんがい排水事業などの補正に伴い減額するものであり、573万5,000円の減額であります。

5ページ、2項負担金につきましては、基幹水利施設ストックマネジメント事業などの県営事業の補正に伴い増額するものであり、1,979万6,000円の増額であります。

次に、6ページ、8款使用料及び手数料、2項手数料につきましては、医薬品登録販売者試験の受験者の増により193万6,000円増額するものであります。

次に、7ページ、9款国庫支出金のうち、1項国庫負担金につきましては、港湾災害復旧事業などの補正に伴い増額するものであり、23億1,060万7,000円の増額であります。

8ページ、2項国庫補助金につきましては、1目総務費補助金から10ページの8目警察

費補助金まで、地域連携道路整備事業や林道整備事業などの国庫補助事業の補正に伴うものであり、1億3,595万4,000円の減額であります。

12 ページ、3 項委託金につきましては、統計調査等受託事業の補正に伴い、659 万 4,000 円の減額であります。

次に、13 ページ、10 款財産収入、2 項財産売却収入につきましては、復興事業に伴い旅行施設の売却収入を見込むものであり、425 万 5,000 円の増額であります。

次に、14 ページ、11 款寄附金につきましては、いわての学び希望基金への寄附金を 4,200 万 5,000 円増額するものであります。

次に、15 ページ、12 款繰入金のうち、1 項特別会計繰入金につきましては、港湾整備事業特別会計等からの繰入金の補正であり、2 億 7,696 万 3,000 円の増額であります。

16 ページ、2 項基金繰入金につきましては、東日本大震災復興交付金基金を初め、今回の補正に伴い、それぞれの基金からの繰入金を補正するものであり、15 億 390 万 5,000 円の増額であります。

次に、17 ページ、13 款繰越金につきましては、今回の補正に伴い必要となる一般財源につきまして、令和元年度決算剰余金を充当するものであり、89 億 4,770 万 9,000 円の増額であります。

次に、18 ページ、14 款諸収入のうち、4 項貸付金元利収入につきましては、岩手県私学振興会貸付金について、私立学校からの償還額の見込みが変動したことに伴い、511 万 1,000 円の減額であります。

19 ページ、5 項受託事業収入につきましては、港湾災害復旧事業や津波危機管理対策緊急事業などの補正に伴う増額であり、6 億 9,198 万 4,000 円の増額であります。

20 ページ、8 項雑入につきましては、救助費の精算や漁港施設損失補償金等事業費の確定に伴う補助金などの返還金等を補正するものであり、3 億 6,818 万 3,000 円の増額であります。

次に、21 ページ、15 款県債につきましては、1 目総務債から 22 ページ、9 目災害復旧債まで、道路や河川、各種施設等の整備事業に充てる県債の補正であり、13 億 700 万円の増額であります。

なお、令和 2 年度末の県債現在高の見込みにつきましては、地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書により御説明をいたしますので、71 ページをお開き願います。左側の事業区分ごとの説明は省略させていただきますが、72 ページの上から 5 行目の計の欄をごらん願います。左から数字の入っている 5 列目が補正前の令和 2 年度末現在高見込額でありまして、1 兆 2,614 億 7,017 万 1,000 円となっております。今回の補正額 13 億 700 万円の増、繰越額の確定に伴う前年度末現在高及び今年度の起債見込額の補正額を加味いたしますと、一番右の欄であります。補正後の令和 2 年度末現在高見込額は 1 兆 2,596 億 5,917 万 4,000 円となるものであります。以上、今回の補正で増額する歳入総額は 20 億 71 万 6,000 円となっております。

続きまして、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。23 ページにお戻り願います。2 款総務費のうち、1 項総務管理費、4 目財政管理費から7 目情報システム管理費につきまして、決算剰余金の財政調整基金への法定積み立てや県庁舎の執務環境等調査業務などに係る経費を計上するものであり、65 億 6,472 万 6,000 円増額するものであります。

24 ページ、2 項企画費であります。1 目企画総務費及び4 目科学技術振興費につきまして、いわての学び希望基金や東日本大震災復興交付金基金への積立金などを計上するものであり、3 億 4,264 万 5,000 円の増額であります。

25 ページ、3 項徴税费につきましては、過誤納還付金の見込みの変更に伴い所要の経費を計上するものであり、3 億 2,620 万 5,000 円の増額であります。

26 ページ、4 項地域振興費につきましては、平庭高原自然交流館の施設修繕に要する経費等を補正するものであり、2,233 万 1,000 円の増額であります。

27 ページ、7 項統計調査費であります。1 目統計調査総務費及び3 目委託統計調査費につきまして、過年度に交付された国庫委託金の実績額確定に伴う返還金等を補正するものであり、1,889 万 5,000 円の増額であります。

56 ページまで飛んでいただきまして、9 款警察費、1 項警察管理費であります。2 目警察本部費から5 目運転免許費につきまして、運転者管理システムの改修経費等を補正するものであり、1,184 万 7,000 円の増額であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○岩淵誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 15 号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○畠山地域企画監 議案第 15 号の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その 2）の 1 ページをお開き願います。内容につきましては、便宜、お手元に配

付しております条例案の概要により御説明申し上げます。

本条例は、平成12年に施行された地方分権一括法による地方自治法の改正による都道府県の事務の一部を条例の定めるところにより市町村が処理することができることとされたことを受けて、同年に施行したものであります。

それでは、今回の改正条例案について御説明いたします。まず、1、改正の趣旨であります。花巻市が農地法に規定する指定市町村に指定されたこと等に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

次に、2、条例案の内容であります。一つ目は、花巻市が農地法に規定する指定市町村に指定されたことに伴い、同市の区域における農地転用許可等に係る事務の権限が花巻市へ移譲されるため、同事務を花巻市が処理することとする事務から除くなど所要の整備を行うものであります。二つ目は、火薬類取締法施行規則の一部改正に伴い、条例で引用する条文に条項ずれが生じたことから、所要の整備を行おうとするものであります。

次に、3、施行期日であります。この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○岩淵誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第16号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○古舘科学・情報政策室長 議案第16号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の4ページをお開き願います。内容につきましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により御説明申し上げます。

まず、第1、改正の趣旨であります。個人番号を利用することができる事務に、高等学校の専攻科に在学する生徒に係る修学に要する費用の給付に関する事務を加えるとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。令和2年度から、高等学校また

は特別支援学校の専攻科に在学する低所得世帯の生徒に対する修学支援について、授業料に関する補助である高等学校等専攻科支援金及び授業料以外の教育費に関する補助である高等学校等専攻科奨学給付金の支給が行われることとなりました。これに伴い、個人番号を利用した情報連携を行い、申請者の課税証明書等の提出を不要とするため、条例の改正をするものであります。

第2に、条例案の内容であります。専攻科修学支援事務について住民の負担軽減を図るため、課税証明書等の提出を不要とし、住民税情報を市町村に対して照会できるようにするものであります。また、専攻科に在学する生徒に係る修学支援である高等学校等専攻科支援金の対象に特別支援学校も含まれることから、就学を就学等に改めるものであります。

3の施行期日でありますが、この条例は、令和3年度に専攻科に在籍する生徒に対する支援金から当該事務の情報連携を開始するため、令和3年4月1日から施行することとしております。また、情報連携の開始までに個人情報保護委員会への届け出や、県及び地方公共団体システム機構のシステム改修等、必要な準備に相当の期間を要することから、9月定例会に提案するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○岩淵誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第17号知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○村上参事兼人事課総括課長 議案第17号知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案(その2)の5ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により御説明をさせていただきます。

資料の1、改正の趣旨であります。海区漁業調整委員会の委員に係る損害賠償責任の一部免責の額を改めようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。この条例は、知事や職員等が県に対し損害賠償責任を負うこととなった場合の損害賠償額の最低限度額を設け、当該損害が職務を行うにつき善意で重大な過失なく生じたものであるときは、最低限度額以上の損害賠償額を免責することを定めたものであります。今回、漁業法の改正に伴い、地方自治施行令で定める海区漁業調整委員会の委員に係る最低限度額の基準が改められたことから、条例を改正し、同委員に係る最低限度額を改めるものであります。

最後に、3の施行期日等であります。まず(1)につきましては、漁業法及び地方自治法施行令の改正日の施行日と同日となる令和2年12月1日から施行するものであります。次に、(2)につきましては、条例の改正に際しまして、所要の経過措置を講じようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○岩淵誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第19号岩手県県税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○奥寺税務課総括課長 議案第19号岩手県県税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案(その2)の8ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容についてであります。法人県民税の法人税割の税率の特例措置の期間を5年間延長しようとするものであります。法人県民税の法人税割の税率につきましては、本則において1.0%と定めておりますが、資本金等の額が1億円超または法人税額等が1,000万円超の法人に対しては、令和3年1月31日までに終了する事業年度を対象として1.8%とする特例措置を実施しているところであります。

この特例措置による税収につきましては、産業・雇用分野の諸施策を推進するための財源として活用しておりますが、今後においては、いわて県民計画(2019~2028)に掲げる10の政策分野のうち、仕事・収入に係る諸施策を推進するための財源として活用するもの

であります。

3の施行期日についてであります、令和3年2月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○岩渕誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○郷右近浩委員 内容を確認させていただきます。対象となる法人税の0.8%の部分についてですが、年間で幾らぐらいになっているのでしょうか。

また、対象となる法人等から何か意見をいただいているのであれば、お知らせいただきたいと思ひます。

○奥寺税務課総括課長 まず、超過課税に係る影響額であります。令和元年度の状況で申し上げますと、法人県民税の総額は約50億円ですが、このうち超過課税の税収は6億円ほどになっております。

次に、業界からの意見であります、事前に法人会などの関係団体に御説明申し上げましたところ、特に御意見等はなかったところであります。

○工藤大輔委員 私も確認したいのですが、まず対象法人数をお示し願ひたいと思ひます。

また、企業誘致等を進めるに当たって、例えば最初の数年間に税制的な優遇措置等があったのかどうか、整合性も含めてお示しください。

○奥寺税務課総括課長 まず、対象法人数であります、先ほどの令和元年度の例で申し上げますと、法人県民税の対象法人数2万3,978社のうち、3,257社となっております。

次に減免の関係であります、法人県民税に関しては県税の中で特に減免の措置はされておられません。誘致企業に関しましては、法人事業税などで減免の措置を講じている状況であります。

○飯澤匡委員 目的が産業・雇用分野の諸施策となっておりますが、諸施策というのは具体的に何を指すのですか。

2点目として、全国で特例措置が実施されている中、静岡県がこの特例措置を実施しなかった理由について把握しているのであればお知らせ願ひます。

○奥寺税務課総括課長 まず、活用目的としています諸施策についてであります、これまで産業振興や、あるいは雇用分野の事業の財源として活用させていただいたところでありまして、今後も同様の事業に充てられるものと認識しております。

次に、県民税の超過課税につきましては、47都道府県中46都道府県で実施しております、静岡県のみが実施していません。静岡県については法人事業税で超過課税を実施しているところです。

○飯澤匡委員 私が業界団体の一人の委員だとしたら、ただいまの説明では、あまりにも諸施策に具体性がなくて全く納得できないです。2万3,000社のうち3,000社だから、8分の1強ぐらいになります。これは税金です。徴税者として、何に利用して、どういう効果を出すためにこの財源が必要なのか具体的に答えてください。

○**奥寺税務課総括課長** 大変申しわけございません。新しいいわて県民計画（2019～2028）の10の政策分野のうちの仕事・収入の分野につきましては……。

○**白水総務部長** どのような産業諸施策に充てるのかについてであります。税の制度として、いわゆる目的税、例えば市町村民税の都市計画税などであれば、その分野にということで、別途特別会計として管理するものもありますが、今回はあくまでも一般財源に充てるものであります。

税務課総括課長からも答弁させていただきましたが、県議会でも御議論いただきまして、全会一致で可決となりましたいわて県民計画（2019～2028）の中の仕事・収入に掲げられている分野のうち、特に地域経済の振興や国際競争力を確保するためのさまざまな産業施策をしっかりと遂行していくために、この財源を活用させていただきたいと思っています。

○**飯澤匡委員** この点については、決算特別委員会でも触れたいと思うのですが、今部長が全体的な枠の中だと話されましたが、政策評価の中で、財源プラス分をどうやって県民に示すのか留意されているのですか。やはり財源をふやしてやることの意味合いを示さなければならぬと思うのです。12月定例会で今年度の成果を評価すると聞いていますが、産業界としては、特にこのプラス0.8%の部分について成果が出ていなければ、何をやっているのだという話になるのです。ただ単に産業発展のためにやりましたというだけでは、説明が足りないと思います。私が調べたところによると、あまり成果は上がっていません。そこをしっかりとやらないとだめだと思うのですが、いかがですか。

○**白水総務部長** 飯澤委員御指摘のとおりだと思っております。いわて県民計画（2019～2028）を策定する際に、さまざまな指標について御議論いただいたところでもあります。一番大きいいわて幸福関連指標という指標、あるいは施策推進目標等々を定めております。この仕事・収入分野につきましても、県民にとってもわかりやすい指標を定めさせていただいたところでもあります。コロナ禍にありますので、なかなか厳しい状況ではありますが、もし達成できていない場合はどういった点を強化していくべきかなど、来年度の施策につなげていきたいと考えております。

今定例会でも、主要施策の成果に関する説明書を配付させていただいておりますが、PDCAを回していくということで、12月定例会と2月定例会でも、この目標の達成状況等を報告させていただきますので、しっかりと御議論いただければと思っております。

○**飯澤匡委員** 特例措置を延長することについては意識してもらわないと困るので、決算説明のときに、具体的な額は結構ですから、ふえた分は特にこういうところに配慮したと、しっかり説明していただくことを要請します。委員長にもそういう議論があったことを後ほどしっかり当局に伝えていただきたい。きょうはこの辺にして終わらせていただきます。

○**岩淵誠委員長** 飯澤委員の発言の趣旨につきましては受けとめさせていただき、対応させていただきたいと思っております。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 20 号地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○奥寺税務課総括課長 議案第 20 号地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その 2）の 9 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております条例案の概要により御説明させていただきます。

1 の改正の趣旨及び 2 の条例案の内容についてであります。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

3 の施行期日についてであります。公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩渕誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 22 号住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○松村市町村課総括課長 議案第 22 号住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の15ページをお開き願います。本条例は、住民基本台帳法に基づく県が行う事務処理において、住民基本台帳の本人確認情報を利用することができる事務について規定しているものであります。

今回の改正であります、条例で引用する法令の一部が改正されたことに伴い、所要の整備をしようとするものであります。

条例案の内容であります、大きく二つの改正内容があります。別表第2は、本人確認情報を利用することができる事務について規定しておりますが、肥料取締法の一部を改正する法律により、法律名が肥料の品質の確保等に関する法律に改められたこと等により、該当事務の引用箇所について所要の整備をするものであります。

次に、別表第3は、執行機関に本人確認情報を提供することができる事務について規定しております。漁業法等の一部を改正する等の法律により、海区漁業調整委員会における漁業者または漁業従事者を代表する委員の公選制が廃止されたことから、漁業法施行令の準用規定を削るものであります。

施行期日等ではありますが、二つの法令の施行と同日の令和2年12月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩淵誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第25号旧盛岡短期大学建物解体（第1工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○平野管財課総括課長 議案第25号旧盛岡短期大学建物解体（第1工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その2）の25ページをお開き願います。なお、内容につきましては、お手元に配付しております資料によりまして説明させていただきます。

説明資料の1ページをごらん願います。工事名は旧盛岡短期大学建物解体（1期）工事、工事場所は盛岡市住吉町地内、契約金額は6億1,765万円、請負者は樋下建設株式会社で

あります。

2ページをごらん願います。本工事は、盛岡市住吉町地内の旧盛岡短期大学について、平成10年以降、施設を使用していない状況であり、老朽化が進み、今後の使用予定もないことから、附属図書館を除き解体するものであります。

3ページには入札結果説明書、4ページには入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○岩渕誠委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○工藤大輔委員 入札調書の見方を確認したいのですが、入札額だけ見ると、例えば備考欄に低入札、低入札落札と記載されている業者の金額より、一番下に記載されている業者の金額が低いのですが、備考欄には低入札という記述はありません。どうなっているのでしょうか。

○平野管財課総括課長 今回の入札は総合評価落札方式で落札者を決定しているものであります。当初設定しております失格基準価格を下回ったものは失格となりますし、調査基準価格を下回っている入札については内容を調査し、その結果、こちらで設定している基準に一部満たないところがあったものは保留失格となっているものであります。

総合評価方式ということで、残る4者を調査いたしまして、表の技術評価点計③と価格評価点④を足した、右から二つ目の欄の総合評価点の点数の高い順に落札者を決定していくこととなります。点数が一番高い樋下建設について調査、ヒアリングしたところ、適正な入札であったことが評価委員会で認められて落札者に決定したという経緯であります。

○工藤大輔委員 それはわかります。単純に税抜きか税込みかということです。私が言っているのは、一番下の業者や、ほかもそうですが、金額的には失格基準価格（税抜）よりも若干上回っていますが、調査基準価格（税抜）よりも下回っています。樋下建設など備考欄に低入札と記述されている業者よりも入札額が低いので、低入札という位置づけになると思うのですが、なぜその記述がないのですか。

○平野管財課総括課長 空欄になっている3者につきましても低入札ということで調査対象になったものであります。記載はありませんが、低入札という扱いになるものであります。

○工藤大輔委員 ですから、そこは低入札と記述すべきなのか、しなくてもいいのか。この入札調書では非常にわかりにくいです。低入札や保留失格、あるいは落札が同じ扱いで記述されているのであれば見やすいのですが、そうではない記述になっているので、どうということですかと指摘をしたので、それに対する答弁をお願いします。

○平野管財課総括課長 この入札調書は出納局が作成したものでありますので、当局としても出納局に確認して、適正に表記するようにしたいと思います。

○岩渕誠委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 30 号久慈警察署等庁舎新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大塚警務部長 議案第 30 号久慈警察署等庁舎新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明いたします。

議案（その 2）の 30 ページをお開き願います。なお、便宜、お手元の資料に沿って説明させていただきます。

初めに、提案の趣旨であります。久慈警察署等庁舎新築（建築）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

請負契約の内容であります。工事名は久慈警察署等庁舎新築（建築）工事、工事場所は久慈市門前地内、契約金額は 15 億 3,010 万円で、請負率は 86.13%、請負者は宮城建設株式会社・株式会社小山組特定共同企業体、住所は資料記載のとおりであります。

次に、資料を 1 枚おめくりいただきまして、工事の概要であります。本工事は老朽化、狭隘化の著しい久慈警察署、県北運転免許センター及び三陸沿岸道路の延伸に伴い新たに設置する高速道路交通警察隊久慈分駐隊の庁舎を一体整備するものであります。敷地は平成 30 年度に久慈市門前地内に取得した約 1 万 2,000 平方メートルの県有地で、庁舎は鉄筋コンクリート造 4 階建て、延べ床面積 3,605.86 平方メートル、車庫棟は鉄骨造 2 階建て、延べ床面積 732.29 平方メートル、その他、受水槽ポンプ室などの附属棟を合わせた合計の延べ床面積は 4,378.65 平方メートルの施設規模となります。

工期は 510 日間で、2 カ年工事となり、令和 4 年 3 月の竣工を予定しております。

なお、入札の結果等につきましては、入札担当課が作成した入札結果説明書のとおりであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○岩渕誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 36 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤生活再建課総括課長 議案第 36 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 2）の 37 ページをお開き願います。あわせて、お手元に配付しております資料をごらん願います。

提案の趣旨であります。令和 2 年 3 月 20 日、上閉伊郡大槌町に設置した応急仮設住宅の部材が強風により飛散し、敷地内に駐車中の自動車及び隣接する大槌町リサイクルセンター敷地内に駐車中の建設機械に衝突したことにより、当該車両及び建設機械を破損したため、損害賠償請求事件に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

損害賠償の額は、被害があった自動車及び建設機械の修繕に要する費用として、議案及び資料に記載の額、合計 46 万 4,024 円とし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないことを和解の内容とするものであります。

なお、本件応急仮設住宅の管理は大槌町が行うこととする協定を締結しており、よってその協定により、管理業務の実施に関して発生した損害に係る費用の一部については、協議の上、大槌町に求償することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○岩淵誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○郷右近浩委員 本事案につきましてはわかりました。大槌町に求償することもわかりました。

最近の風の吹き方や雨の降り方は異常です。仮設住宅自体もそろそろ 10 年目となります。もしかしたら大分破損しやすくなっているところが多々見受けられるのではないのでしょうか。今後このようなことが起こらないように、どのような方法かで固定するなど、風に飛ばされないような対応をする必要があると思われませんが、何かお考え等あるのでしょうか。市町村等と話し合いながらやっていることはあるのでしょうか。

○佐藤生活再建課総括課長 応急仮設住宅の維持、修繕につきましては、市町村、それから建築住宅センターと委託契約をしております。大雨等災害が予想される場合については、事前にできる限り見回りをして、破損しそうな場所を早めに応急修理させていただいておりますが、数が多いものですから、回り切れない部分も若干あります。今応急仮設住宅の解体工事を順次進めておりますので、住民のいなくなった応急仮設住宅は、早めに撤去できるように進めてまいります。

○飯澤匡委員 関連して質問します。設置した応急仮設住宅の部材ということは、解体作業中に積んであったものということなののでしょうか。詳しい状況について説明が足りません。今郷右近委員から質問があったように、次の教訓にもつながるところです。きょうの説明では、むしろこっちのほうが大事です。こういう事案が発生するので、次はこうしたいということを説明しないとだめなのではないかという意見も添えて、質問します。

○佐藤生活再建課総括課長 今回飛びました部材につきましては、応急仮設住宅の屋根の部分と、風除室の部分の二つであります。先ほどもお話ししたように、それらのところが剥がれやすい、または飛びやすいことがわかりましたので、大雨あるいは強風が予想される場合は、事前に確認するように話をしているところであります。

○岩淵誠委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第23号3月11日を岩手県民の日「大切な人を想う日」にすることについての請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○大坊復興推進課総括課長 受理番号第23号3月11日を岩手県民の日「大切な人を想う日」にすることについての請願につきまして御説明申し上げます。

説明に当たりましては、お手元にお配りしております資料によりまして説明させていただきます。

まず、1、3月11日の取り組み状況についてですが、本県及び被災市町村等の3月11日の追悼式の実施状況等について御説明申し上げます。(1)、県・市町村合同追悼式につ

いてありますが、県民挙げて犠牲者を慰霊、追悼し、復興に向けた決意を新たにす機会とするため、県と市町村が合同で、東日本大震災津波発災から1年となります平成24年3月11日、陸前高田市での開催を初回といたしまして、これまで9回、3月11日に合同追悼式を開催しております。

(2)、県内市町村の対応状況についてありますが、発災後これまで、各市町村におきまして、犠牲者を慰霊、追悼し、復興への決意をあらわすため、地域の実情に応じまして、追悼式や追悼行事を実施しております。直近の令和2年3月11日におきましては、沿岸12市町村のうち、追悼式の実施を予定していた市町村が8市町村ありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、4市町が規模を縮小して開催し、4市町村は中止となっております。

次ページをごらん願います。内陸市町村におきましても、1団体2市町が追悼・慰霊行事を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、全て中止となっております。

次に、今回の請願に関連しまして、条例による震災に関連した日の制定状況について御説明いたします。兵庫県は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を受けまして、ひょうご防災減災推進条例を平成17年4月1日に公布、施行し、阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承するとともに、いつまでも忘れることなく、安全で安心な社会づくりを期する日として、大震災発災日の1月17日をひょうご安全の日と定めております。

条例は、防災減災の取り組みを一層推進することにより、安全で安心な社会づくりを進めることを制定目的としておりまして、県の取り組みとして、県民等が行う耐震等防災減災のための活動を促進する事業、防災減災に関する研究等を支援する事業、創造的復興の成果の発信、大震災の経験の継承等、ひょうご安全の日の趣旨にふさわしい事業などに取り組むことを規定しているほか、市町、事業者、自主防災組織等、県民等の防災減災等の取り組みについて規定しております。

また、宮城県におきましては、平成23年に発生した東日本大震災を受けまして、みやぎ鎮魂の日を定める条例を平成25年3月に公布し、同年4月1日から施行しております。東日本大震災の犠牲者に対する追悼の意を表し、記憶を風化させることなく後世に伝え、震災からの復興を誓う日として、3月11日をみやぎ鎮魂の日と定めております。

条例におきましては、県の取り組みとして、みやぎ鎮魂の日の趣旨を広く普及するとともに、その趣旨にふさわしい取り組みを行うよう努めることや、取り組みの実施に当たって、市町村やその他の団体との連携に努めること、市町村その他の団体が行うみやぎ鎮魂の日の趣旨にふさわしい取り組みの県民周知など、必要な協力を行うことが規定されておりますほか、県民の取り組みとして、みやぎ鎮魂の日の趣旨にふさわしい取り組みを行うよう努めることを規定しております。参考説明は以上となります。

○岩淵誠委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○工藤大輔委員 この請願について、紹介議員になるかどうか、賛否をどうするかについて

て会派内で議論してきたのですが、結果的には、趣旨については賛同するものがあるという事で紹介議員になっております。

確認したいのですが、今岩手県には県民の日はないと認識をしております。条例に定める〇〇の日には、11月1日のいわて教育の日と6月29日の平泉世界遺産の日の二つがあります。請願は県民の日となっているのですが、県民の日と〇〇の日に明確な違いはあるのかどうか、説明をお願いします。

○川村ふるさと振興企画室企画課長 本県におきましては、平泉世界遺産の日が6月29日、いわて教育の日が11月1日ということで、それぞれ条例で定められておりますが、いわゆる県民の日につきましては特に定められておりません。

県民の日と、世界遺産の日やいわて教育の日の使い分けについては、これまで特段議論はなされてきていなかったものと認識しております。いずれ他の都道府県でも制定しております県民の日として制定する際には、その趣旨や必要性も含め、広く県民の意見を聞きながら検討していくことが望ましいと考えているところであります。

○工藤大輔委員 他県を見ると、恐らく県民の日については、例えば県政が施行された日など、何か特別な日を設定していると思うのです。そういった意味では県民の日と〇〇の日を分けていることとなります。今回請願のとおりに進めるとなると、初めての県民の日になると思いますが、こういったことも今後どのように整理していくべきなのか、会派内で議論になりました。またネーミングについても、請願のとおりネーミングがいいのか、それとも次の世代、またその次の世代へと引き継ぐことを考えると、ほかの名前がいいのかという話にもなりました。そういったことで、この請願の内容全てに賛同ということではないのですが、その趣旨は非常に大切であり、関連事業等を用いて東日本大震災津波の教訓を伝え、そしてまた今後同様の大きな被害とならないよう、県で対策を講じていくことは必要だと思っているところであります。

先ほど説明にもありましたが、県は市町村と合同で追悼式をやっております。来年3月11日は震災から10年、10回目を迎えることとなりますが、県はそれ以降も3月11日をどのように位置づけ、どういったことをしようとしているのか。この条例とセットでいろいろと検討できればいいと思うので、今後の方向性も含めてお示してください。

○大坊復興推進課総括課長 来年の3月11日につきましては、東日本大震災津波から10年という大きな節目を迎える期日でありまして、私どもとしても大変重く受けとめているところであります。昨年度と同様、引き続き県民挙げて犠牲者を慰霊、追悼いたしまして、復興に向けた決意をより新たにするとということで、沿岸市町村とも話し合いを行いながら、追悼式を実施してまいりたいと考えております。

また、11年目以降の追悼式の持ち運びにつきましては、やはり3月11日というのは復興の原点を思い起こす日でもありますので、引き続き犠牲者の慰霊、追悼、さらに事実、教訓の伝承についてもしっかりと踏まえまして検討したいと思っております。国が行う追悼式も11年目以降、そのときの情勢に応じて検討することになっておりますので、国の動向を見な

から検討を進めてまいりたいと思います。

○**工藤大輔委員** 国の動向がどうであれ、岩手県としてやるかどうかとなった場合には、やはりやる必要があると思うのです。国の動向に左右されることなく、岩手県はこういう方針で行くという方向性を示すことが大事だと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それではこの請願について、請願者は震災から10年を迎える3月11日に向けて条例制定を望んでいると思います。請願が通った場合、いろいろな課題等もありますが、スケジュール感からいって来年の3月11日に間に合うのかどうか。いわて教育の日や平泉世界遺産の日の二つの条例にはどのぐらいの時間を要したのか、わかればお知らせください。

○**大坊復興推進課総括課長** まず、本県の先例でありますいわて教育の日に関してですが、平成15年6月に請願が提出されまして、同年10月にこれが採択され、翌年16年12月から具体的に制定に向けて検討を始めております。数次にわたって検討を行いまして、平成17年3月に、県議会におきまして会派共同提案の条例として本会議へ提案され、3月24日に可決という運びになっております。都合足かけ3カ年度に及んだこととなります。

なお参考までに、震災の日を定めた先発例といたしまして宮城県があります。宮城県におきましては平成24年9月に、当時の知事の制度化の指示により検討を開始いたしました。平成24年10月19日から11月5日まで全市町村に意向の調査をしておりますし、平成24年11月15日から12月14日まで、1カ月をかけましてパブリックコメントを実施し、県民の皆さんの意見を聴取しております。また、同年11月に経済団体にも個別に聞き取りを行っております。年が明けまして、平成25年2月定例会で可決いたしました。公布につきましては3月26日となっております。

○**飯澤匡委員** 意見と質問を申し上げたいと思います。私は宮城県のような条例をイメージしました。いわて県民クラブも紹介議員にはなっているのですが、よくよく請願陳情の要旨を見ますと、3月11日を岩手県民の日「大切な人を想う日」にするよう請願するとなっております。

そこで、質問いたします。この請願が採択された場合、果たしてこれが震災の日と完全にリンクするのかなということも含めて、現時点でどのようにイメージしているのか、復興局長、お答え願います。

○**大槻復興局長** この請願の趣旨は、3月11日を県民の日として大切な人を想う日にするということなのですが、私どもといたしましては、3月11日は非常にシンボリックな日であることから、どうしても震災に引っ張られるのではないかと考えています。沿岸部だけではなくて県全体でという話になりますので、実際にこれを取り組ませていただくこととなりますと、宮城県でもパブリックコメントや経済団体、全市町村の意見集約をした上でやっているということもありますので、慎重にといいますか、時間をかけてやらなければならないと考えております。

○**飯澤匡委員** 宮城県の場合はみやぎ鎮魂の日と、イメージ的にも完全に3.11とリンク

します。請願者の思いは十分に酌むのですが、それがすなわちイメージとして岩手県民の日とリンクするのかどうか。今復興局長がおっしゃったように、条例の性格になじむのどうか心配なところもあります。

しかし、私たちの会派も趣旨には賛同するというので紹介議員になっています。今後は方法論やどのような手順で進めるのか、議会としても問題になると思っておりますが、前段の条例化に絡めて、法的にこのままでも大丈夫という思いはあるのでしょうか。やはりいろいろ手続を踏まないといけないのですか。今の率直な感想をお願いします。

○大槻復興局長 大切な人がどこまで入るのかという話にもなると思います。3.11が前提となり、追悼、鎮魂だけではなくて、そこに携わっていただいた、例えばボランティアの方なども大切な人に入ると思います。その部分もいわゆる震災との関連として、どうしても切り離せないのではないかと考えています。被災地だけではなく、内陸の市町村も含めて、県民の皆さんがどのように捉えて、その日を岩手県の県民の日と位置づけるのかは、やはり広く議論が必要なのではないかと考えています。

○郷右近浩委員 岩手県民の日「大切な人を想う日」は、亡くしてしまった人や今存在する人にいろいろな思いをはせる日というのが、この請願の趣旨であると思っております。そのこと自体にはぜひ賛成したいと思っておりますし、進めていただきたいと思っております。

具体的な部分で、これまでも請願者が県にいろいろ求めてきたものに対して、すぐにできるもの、できなかったものがあつたと思います。今回請願者は、恐らく震災から10年を迎えるこの区切りにといいた思いで出されたものと思います。先ほどの説明の中で時間がかかるといった話もありましたが、例えばこの請願が採択された場合、県としては来年の3月11日までに条例制定を間に合わせるように進めていこうという考えなのか。もちろん議会の意思もかかわってくると思いますが、県のお考えをお知らせ願います。

○大槻復興局長 請願の趣旨には明確に書かれておりませんが、当然10年の節目を意識された上で、今の時期になされるという趣旨はあるのだろうと考えています。とはいえ、この日を県民に投げかけたときに、飯澤委員のお話にもありましたが、鎮魂あるいは追悼という話であれば結びつく方もかなりいらっしゃると思いますが、それ以外のところをどこまで広げて考えるのかについては、やはり議論が必要と考えております。

事務的な話をさせていただくと、宮城県もかなり急いでやったのですが、それでも3月11日には間に合わなかったということでありました。10年ということだけではなく、考えていかなければならないこともあり、慎重に進めていく必要があると考えております。○郷右近浩委員 もう1点、今回この請願が採択されたとき、岩手県民の日「大切な人を想う日」という名前を多少変更することもあり得るのでしょうか。それとも採択したのだから、先ほどから議論されている大切な人を想う日も完全にコンクリートされるものなのでしょうか。私は岩手県民の日はいいと思うのですが、何か日、日がどうなのかと単純に思ってみたり……。

○大槻復興局長 請願が採択されて、県議会からそのような御意思もいただいたというこ

とになれば、それは十分に尊重した上で取り組むのが筋だと考えております。

○岩渕誠委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○飯澤匡委員 何度も申し上げますが、趣旨には賛同しますが、今問題点として挙がっているのは、文章には出ていないが、10年目に何とかしたいという思いがあるということです。私も請願者と折衝して、そういう意図があると感じておりました。

一方で、これから例えば当局が設定するにしても、ただいま局長の話にあったように、なるべく慎重に大きな議論を、意見を聴取しながらやりたいという考え方も示されました。

それからもう一つ、大切な人を想う日にするという事で請願されていますので、ネーミングについても変更の余地があるのかどうか。スピード感と10年目との兼ね合いで、どの程度どう思っているのかもあわせて、もう一回、請願者に確認をする必要があると私は思っています。

また、スピード感等を考えた場合に、議員発議と執行部発議のどちらがいいのかということも考えたほうがいいと思います。

それらを含めて、正副委員長に請願者の真意をもう一度確認していただいたほうがよろしいのではないかと思います。仮にスピード感であった場合、どのようにしてやるのかも含めて考えていかなければならない。趣旨だけ採択して1年かかりますでは、請願者の真意に合わないかもしれない。時期や方法論等の確認作業をするためにも、今回の請願については、継続するのがよろしいのではないかと私は申し上げます。

○工藤大輔委員 私も飯澤委員と同意見です。それにプラスして、請願のとおり県民の日となると、岩手県としては初めてのものになります。議会として執行部につくってくださいとするのか、東日本大震災津波以降、復興をともに進めてきた者として、執行部と議会が一体となってつくっていくべきなのかというコンセンサスをとる時間も、この条例には必要ではないかと思います。そういったことも含めて、会派としては継続を主張したいと思っております。

○岩渕誠委員長 ほかにありませんか。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩渕誠委員長 再開いたします。

ただいま、一度請願者に願意等の確認をするべきという御意見がありました。それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 それでは、私と副委員長が請願者に、今回の議論等を踏まえて願意等を

確認し、次回の委員会においてそれらを御報告した上で、再度審査をいたしたいと思しますので、御理解くださいますようお願いをいたします。

よって、本請願は継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、受理番号第 24 号くらしを守る対策として消費税の減税を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○奥寺税務課総括課長 受理番号第 24 号くらしを守る対策として消費税の減税を求める請願について御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付しております資料により御説明させていただきます。

1 の社会保障と税の一体改革法についてであります。平成 24 年に公布されたこの法律により、消費税法及び地方税法の一部の改正がありまして、消費税及び地方消費税の税率の合計は、平成 26 年 4 月 1 日から 8% に、令和元年 10 月 1 日からは 10% になっております。括弧書きは、酒類、外食を除く飲食料品等の軽減税率適用時の税率であります。

2 の国に対する要望等の状況であります。 (1) の全国知事会において、消費税率引き下げに係る提言は行われていない状況にあります。参考として、消費税率 10% に引き上げの際には、国、地方を通じた厳しい財政状況や、急速に進む少子高齢化という現状を鑑みれば、2019 年 10 月 1 日に予定されている消費税・地方消費税の 8% から 10% への引き上げを確実に行うことが必要であるとしています。あわせて、軽減税率の導入について、国民や中小事業者に混乱が生じないよう十分周知するとともに、必要な支援に努めるべきであるとしております。

また、(2) の本県におきましても、消費税率引き下げの要望は行っておりませんが、消費税率 10% に引き上げの際に、消費税率の引き上げによって被災地の経済の落ち込みや復興のおくれを招くことがないように、国において被災地に配慮した実効性のある対策を十分講じるよう要望しております。以上で説明を終わります。

○岩淵誠委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○佐々木宣和委員 消費税が 5% から 10% に引き上げられた分は、社会保障 4 経費に全て使うことが決められております。令和 2 年度の予算といたしましては、国の税収として消費税が 27.5 兆円あるのですが、全てを社会保障 4 経費に使っています。それでも足りない分を補填して 44.5 兆円になるのですが、子ども・子育て支援に関しては 3 兆円の予算を割いているところであります。特に将来世代への持続可能性をつくるという意味で、増税されたところであります。

本請願は、消費税がふえたことに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が追い打ちをかけたために消費が落ち込み、大変な状況になっているとの話であります。増税した分については、全国知事会からも要望があるとおり、少子高齢化への対応分として使われているものであり、新型コロナウイルス感染症対策は別建ての予算を使ってやるべきと思っております。国も最大規模の補正予算を組んで取り組んでいるところですので、本請願につきましては不採択とさせていただきます。

○郷右近浩委員 私は、ぜひ採択すべきという立場で発言をさせていただきます。コロナ禍で仕事がなくなって困っている方や収入等が少なくなって困っている方が本当に多くいます。私もいろいろな方からお話を伺っています。年金で生活されている方やパートタイムの仕事がなくなった方等の生活に、消費税が非常に重くのしかかっています。

国はG o T o 何とかという形でいろいろなキャンペーンを打っていますが、そもそもG o T o トラベルやG o T o イートに行く余裕がない方々もいます。確かに10万円の給付金は助かったとの声も大きいですが、あすからの生活をどうしようと困っている方々も現実にはいらっしゃると思います。生活を送るための余地を少しでも大きくするために、一時的であれ消費税を下げることは非常に有効であると考えられます。よって、請願については採択ということをお願いします。

○岩淵誠委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩淵誠委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩淵誠委員長 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

なお、受理番号第23号の請願を継続審査としたことに伴い、議長に対して委員派遣承認要求が必要となりますが、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきまして、当職に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○岩淵誠委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から、庁内保育施設の設置について発言を求められておりますので、これを許します。

○佐藤総務事務センター所長 庁内保育施設整備の概要については、平成30年12月定例会の本委員会で御説明申し上げておりましたが、先般、設置場所の改修工事が終了しましたので、来年4月の開所に向けた進捗状況について御報告申し上げます。

お手元に配付しております資料、庁内保育施設の設置についてをごらん願います。改め

て、1の設置の目的であります。庁内保育施設の整備については、いわて県民計画（2019～2028）の第1期アクションプラン—行政経営プラン—において、地域の子育て環境の向上を図るとともに、職員の仕事と生活の両立をかなえ、安心して職務に専念できる職場環境の実現につながる取り組みとして盛り込まれているものであります。

次に、2の施設の概要であります。一部抜粋して説明させていただきます。設置場所は、盛岡地区合同庁舎別館、旧医療局棟の1階部分です。7月15日に改修工事が終了したところであり、開設時期は、当初の予定どおり令和3年4月からとし、県職員のほか一般利用者の受け入れを必須としている認可保育所となります。保育運営事業者は、公募を行い、宮城、福島、茨城の県庁内保育所を運営しているアートチャイルドケア株式会社を選定いたしました。保育の対象年齢はゼロ歳児から2歳児までで、定員規模は18人、そのうち県職員は12人、一般利用者の地域枠を6人と設定しております。保育料につきましては、一般の認可保育所を利用する場合と同額としております。職員の配置については、保育士のほか栄養士及び調理員を配置し、保育施設内で昼食やおやつ調理を行い、食育の取り組みやアレルギー等に配慮することとしております。施設の整備費については、設計委託管理費と工事請負費を合わせて約1億300万円弱、県職員枠の利用者に係る事業主負担として、年間約390万円を見込むものであります。

次に、3の施設の主な特色であります。庁内保育施設としては東北初の認可保育所となります。また、県産木材を活用した改修を行い、ぬくもりのある保育環境を整備し、職場復帰後も母乳育児を継続できるよう施設内に多目的室を配置し、授乳の際に利用できるようにしております。

次に、4の今後のスケジュールであります。今月から県職員枠の入所者の募集を開始し、一般利用者については来月から盛岡市において募集を開始する予定であります。また、認可保育所としての認可については、保育運営事業者において申請手続きを行い、来年3月に盛岡市の認可を受ける予定となっております。

次に、次ページの別紙をお開き願います。こちらは、先ほどお話しした施設の特徴を図面に落とし込んだものであります。図面の上が県民会館側、下が盛岡合庁本館側となります。写真のとおり、県産木材をふんだんに使用してありまして、右上の写真、園庭の柵と、同じく右側の中ほどにあるウッドデッキテラス、こちら両方、クリ材を利用しております。右下の写真、保育室の床はナラ材、腰壁と整理用ロッカーはスギを使用しております。また、図面の中央より少し上にある玄関にはベビーカー置き場を設けておりますが、ほかにもお昼寝用の布団をリースにするなど、子供との通勤を身軽なものにする工夫をしたいと存じます。

以上、簡単ではありますが、来年4月の開所に向けた準備の進捗状況であります。なお、今月26日と27日に、委員の皆様を対象とした内覧会を予定しております。後ほど各控室に御案内の文書をお配りいたしますので、お忙しいところまことに恐縮ですが、施設を実際にごらんいただき、御指導賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

す。

○岩淵誠委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩淵誠委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前の執行部からの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○佐々木宣和委員 まず、庁内保育施設の設置について、県産材が使われているとのことですが、何立方メートル使われているのかお聞かせ願います。

○佐藤総務事務センター所長 県産材の使用数であります。約16立方メートルの木材を使用しております。そのうち4割程度が県産材を使用しているところであります。

○佐々木宣和委員 16立方メートルというと、1メートル角で25メートルぐらいの木だと12本ぐらいなので、量的にはあまり使われていませんが、こういったところから県産材を使うという発想はすごく重要だと思っておりますので、いい取り組みだと思います。

通告したILCに関して伺っていきたいと思います。きのうも東北ILC推進協議会の講座が行われまして、新聞紙面でも取り上げられているところであります。前回の委員会からいろいろな動きがありました。9月11日に萩生田文部科学大臣の記者会見があり、9月23日には全国紙でも取り上げられました。読売新聞にもきのう取り上げられたところがあります。その中で、ILCが文部科学省の学術研究の大型プロジェクトの推進に関する基本構想ロードマップに入らなかったことがさまざまなメディアで報道されておりますが、これに関する受けとめについて、まず伺いたいと思います。

○高橋副局長兼事業推進課総括課長 文部科学省の基本構想のロードマップは、9月24日に策定されております。確かにILCは入っておりませんが、これはKEK（大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構）が申請を取り下げたためです。ILCにつきましては、ことし2月のICFA（国際将来加速器委員会）の会議以降、6月の欧州素粒子物理戦略の更新や8月のILC国際推進チームの設立など、国際協力によるILC実現に向けた動きが進展しております。

申請を取り下げたことについて、KEKからは、国際協力体制など枠組みの再構築を見据え、申請書の重要なポイントである国際協力による計画推進体制が大きく変わり、計画の進め方が提出した申請書の内容から一新されることが見込まれる状況となったためと説明を受けております。9月11日の萩生田文部科学大臣の記者会見においても、申請取り下げは事実であるが、国際協力体制の推進など申請内容を見直す必要が生じたためと話されており、文部科学省としては米欧の政府機関と意見交換を行いつつ、国際研究者コミュニティによる議論を注視していくとしております。このような状況を踏まえて、今後もILC実現に向けた取り組みが進展するものと受けとめております。

○佐々木宣和委員 きのうの説明会でも、半年間、マスタープランやロードマップに上げなかったことを報告しなかったことについて謝罪されたとのことですが、県はどの

ような報告を受けているのか、またKEKに対してどのようなことを言ったのか伺いたいと思います。

○高橋副局長兼事業推進課総括課長 KEKからは、ロードマップに先立つパブリックコメントを9月8日に実施しておりますが、そのときに合わせて取り下げの報告を受けております。地元でもいろいろな報道があり、おくれが出るのではないかとといった懸念もありましたので、我々からKEKに、事務レベルであります、公表、あるいはどういう経緯でこうなったのか丁寧に説明をしてほしいとお話ししております。

○佐々木宣和委員 これから一緒に取り組みを進めていくことになりますので、意思の疎通に関してそごがないようにすることが重要だと思います。文部科学大臣の会見の後、新聞紙面ではネガティブな内容が報道されていたとっております。ロードマップ自体に入らなかったことで早期実現が難しくなった、費用がかかる、あるいは費用の割に画期的な成果が期待できないなど、報道と実態がかみ合っていない印象も受けています。メディアには正確に報道していただきたいのですが、県としてメディアにどのような進言をしているのか伺います。

○高橋 I L C 推進局長 I L C 計画の推進について、政府の対応にマイナスイメージのような報道等もあります。例えば英仏独には資金的余力がないという過去の発言がずっと使われて、欧州は協力はできないといったものです。文部科学省が国会において、初めて意見交換を行ったのでいきなり貢献というのは無理だったと思う、欧州素粒子物理戦略には I L C に関して具体的な取り組みもある、各国とも考え方が変わる可能性があると言われていても、またその後、欧州素粒子物理戦略で日本での実現に向けて協力する姿勢が示されても、依然として過去の言葉が引用されている感じもあります。

I L C の動向に関しては、研究者コミュニティーやKEK、あるいはAAA（先端加速器科学技術推進協議会）といった各推進団体、そして私どもの情報が、もっと統一的に時間軸どおりに伝わるように、各関係者と協力して、正確な情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

○佐々木宣和委員 研究者の方は、日米欧の足並みが今そろったと言っています。また、ICFAにおける議論や欧州素粒子物理戦略のアップデート、そして東北 I L C 事業推進センターが設立されたことで、これから盛り上がっていきますとも話されました。ですが報道と、言い方が少し難しいのですが、県当局のこれからこのようにしていこうというところが、あまり連動しているようには感じません。今後に期待したいと思います。

次に、そもそも国際機関の立地とはどういうものなのか。いろいろな方から I L C とはどのようなものなのかと聞かれたときに、私もどのように答えれば一番いいのかなと考えながらお話ししています。筑波研究学園都市のようなものをイメージするのが適正なのかというと、それよりもかなり大規模なものを誘致しようとしているのが現状であります。県は、国際機関の立地とはどのような話で、どういったレベルのものだと考えられているのか伺います。

○高橋副局長兼事業推進課総括課長 I L C のモデルというべき国際機関として、欧州合同原子核研究機関——C E R N があります。現在 23 カ国がメンバー国となり、また日本やアメリカ合衆国などもオブザーバーとして参加しています。運営資金や研究機材などを分担しながら運営されておりまして、4,000 人以上の職員と世界から 1 万人以上の研究者が集う最先端の研究拠点となっています。C E R N が立地するジュネーブには、ほかにも国際機関がありまして、世界各国からいろいろな人が集まっています。知名度のアップや都市に対する親近感、さらに多文化共生の進展など、さまざまな効果があります。

もう一つ、国際機関の整備費や運営費は、地元だけが負担するのではなく、参加各国の負担により賄われています。I L C の場合も、建設費と運営費の半分程度は海外が負担するものと見込まれております。海外の資金が国内で活用されることは、ホスト国にも経済的なメリットとなります。実際に運用が始まれば、毎年大勢の研究者や家族の方々が長期滞在して、海外からの資金等を使って日本で活動されることとなりますので、経済面あるいは交流等さまざまにぎわうこととなります。規模の大きさはありますが、世界各国の方々が利用する施設ということで、非常に大きな意義があると考えております。

○佐々木宣和委員 こちら側の投資の話もフォーカスされるのですが、投資すると、ほかの国々からの投資によって、その域内の経済循環にも大きな貢献をする施設であるということです。スイスのデータによると、毎年 700 億円ぐらいの黒字があり、域内 G D P の 11.3% を占めるとのことです。それだけの大規模な実験施設を岩手県に誘致しようとしているのだと思います。

それを踏まえて、これから岩手県として具体的に何をやっていくべきか考えていかなければなりません。そこで、地球村創生ビジョンについての報道がありましたが、これはどういうものなのか、I L C との関係性はどうなっているのか、お伺いします。

○高橋副局長兼事業推進課総括課長 地球村創生ビジョンは、昨年 12 月、一般社団法人国土計画協会が、今後の国土施策を展望して策定したものであり、協会の会長である伊藤滋氏が委員長、そして当時、株式会社野村総合研究所の顧問であった増田寛也氏が座長となり取りまとめたものです。ビジョンは、経済のグローバル化が進む一方で格差が拡大し、国際社会が分断化する中で、分断を乗り越え、人類がともに手を携え、地球的課題に挑戦する地球村——E a r t h V i l l a g e の創生を提言したものであります。その中心となるプロジェクトの第 1 号モデルとして、世界の研究者が国、宗教、言語の区別なく集まる I L C を位置づけ、東北の里山地域で、高度なテクノロジーの中で自然と共生し、人間主体で生き生きと暮らし、木と農と食の郷、循環型社会の形成などを目指すとされております。このビジョンは、県の I L C による地域振興ビジョンと軌を一にするものと考えております。

このビジョンにつきましては、ことし 3 月に岩手県国際リニアコライダー推進協議会の講演会でお話ししていただく予定だったのですが、新型コロナウイルス感染症の影響で延期となりまして、改めて 9 月 24 日に行われた講演会で、地球村ビジョン策定委員の藤井健

氏から御講演いただいております。アフターコロナ時代のあるべき姿についての提言にもつながり、国際プロジェクトである I L C の意義等についても、改めて御理解いただくことができたと考えております。今後も地域創生ビジョンとともに I L C の意義などの理解増進や、建設準備に向けた地域の取り組みを考えていきたいと思っております。

○佐々木宣和委員 名立たる方々がメンバーとなって策定された計画であり、地球プロジェクトの第 1 号モデルに I L C がなったことは、流れとしてはすごくいいと思うのですが、これは理想的なものでありますので、これをどう実装するのが重要になってくると思っています。

県は I L C による地域振興ビジョンを策定されています。これから協議会をつくり、市町村にも入ってもらって考えていきたいと思いますというところなのですが、地域や市町村をどうやって盛り上げていくのかと考えたときに、I L C を使って課題解決をする、また人口減少が進む中で、逆転のトリガーにしていこうというような発想で取り組んでいくものと思っています。I L C による地域振興ビジョンを見ると、いわて県民計画（2019～2028）の未来を切り拓くプロジェクトがそれぞれにちりばめられているような計画のように思います。I L C を誘致するに当たって、国際研究所やビジターセンター等の施設をつくるのは、そのとおり計画として進められるように考えていくというのはあるとして、地域振興ビジョンでもともと計画しているものをさらに加速させて進めていくことで、I L C 誘致の促進にもつながると思っています。その地域計画におけるいわて県民計画（2019～2028）の未来を切り拓くプロジェクトを進めようという発想で位置づけているのか伺いたいと思います。

○高橋副局長兼事業推進課総括課長 確かに佐々木宣和委員からお話いただいたとおりだと思っています。地域としての受け入れ態勢が進むと、日本政府の判断の後押しにもなると考えております。例えばハード整備ではなくてソフト面で受け入れ態勢を整えたり、あるいは周辺のインフラの整備は、I L C の決定時期にかかわらず、地域の振興に役立つものでありますので、そういったところを含めて、市町村と情報共有しながら、一緒になって取り組みを進めることは大切だと思っています。東北 I L C 事業推進センターでも、テーマに応じて関係する市町村と話し合いなどを行いながら取り組んでいます。そういう意味で、できてからではなくて、取り組みが全体の流れを進めるということを踏まえて、引き続き取り組んでいきたいと思っています。

○佐々木宣和委員 市町村が、I L C 誘致によってこう変わるからおもしろいな、進めたいなと思うようにするために、具体的にどのようなところを強化していくのか。我々自由民主党岩手県支部連合会は、毎年市町村要望という形で、各市町村に出向いて要望をいただく活動をしています。振興局の要望と違って、五つぐらいに絞っていただいております。令和元年度のデータですが、33 市町村で 207 項目いただいております。その中で、I L C に関する要望は四つしかなかったのが現実です。要望の内容も、地域の骨格となる道路や大船渡湾の話ですとか、奥州市は具体的に I L C 実現に向けた取り組みについての要望

でしたが、例えば久慈市の再生可能エネルギーに関する話を具体化して、それぞれのゾーンプロジェクトを推進して、その地域がよくなるために I L C 誘致があるのだというつながり方にとすると、すごくスムーズにいくと思います。前段に理念的な話が多いと言いましたが、地球村創生プロジェクトやプラチナ社会、SDG s は体質が違うかもしれませんが、そういったものをいかにしてそれぞれの地域の計画に実装させていくのかというところというと、例えば要望に入ってくると、それはそういうことになるのかなと思っているのですが、県当局はどのように考えられているのか伺います。

○高橋 I L C 推進局長 I L C による地域振興ビジョンでは、いろいろな将来像を掲げております。その中でも、知の共有や技術移転によるイノベーションの創出については、実際に研究所ができて具体化してこないとなかなか見えにくいところもありますが、グリーン I L C などエコ社会の実現や、多文化共生の社会づくりについては、準備を進めながら、今からでも各地域で取り組めるものと考えております。東北 I L C 事業推進センターなりに参加した自治体でも、その検討の状況、あるいは民間企業との共同研究の成果等を発信しながら、広く自治体がかかわれるような取り組みを関係部局とも連携して進めていきたいと考えております。

○岩渕誠委員長 佐々木宣和委員に申し上げます。議会運営委員会で申し合わせた質疑の目安とする時間を超過しておりますので、議事の進行に御協力をお願いします。

○佐々木宣和委員 方々にいる関係者をどのようにつなげていくのかという課題があります。私が研究者の方に言われてすごく悔しかったのは、岩手県の方はできない理由を探したがる、そんな話をされて、いや、そんなことないですよと、絶対やりますからと答えたことがありました。東北 I L C 事業推進センターが組織化されて、これをいかに広げていくのかというところと国際的な動きがうまく連動すれば最高なのですが、我々は我々にできること、やりたいという方向に向かって走っていくことが非常に重要だと思っております。これからの取り組みに期待して終わります。

○工藤大輔委員 まず最初に、県の取り組みで最近いいなと思ったことは、昼食の時間などを 3 区分に分けたという、これまでにない取り組みをされたことです。このコロナ禍の中では、地域の経済、または職員の働き方において、非常によい取り組みだと思っております。進める上で、課題等も見えてくると思いますが、日々このような環境ですから、定着をさせていただきたいと思っておりますので、発言であります。

それでは質問に入りたいと思います。県出身者等の帰省について伺います。県ではお盆の休暇のときに、岩手県にお住まいの皆様ということで、大きく三つに分けて、県民また帰省の方へのお願いをしました。1 点目は思いやりの気持ちと冷静な行動のお願い、2 点目はお盆期間や各休暇における移動の際のお願い、3 点目が新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の徹底のお願いでありました。これは非常にいいと思ったのですが、ただこれを発した時期がお盆の前の週、8 月 6 日の岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部を経てからでした。通常であればお盆の帰省予定は少なくとも 2 週間前、あるいは相

当前から予定を立てられていることを考えると、あのタイミングでのメッセージの発し方はいかがだったかなと思っています。国の新型コロナウイルス感染症対策本部が示す方針や専門家の考え等、情報を仕入れながら正しい判断をしようとした結果、あのような時期にずれ込んでしまったと思うので、一義的には国があまりにもおそかったと言えるのですが、いずれ県でも、どのようなタイミングで情報の発信やお願いをすべきか、考えていく必要があると思います。振り返ってみて、あのタイミングはどうだったのか、その結果はどうで、それについてどう感じているか、お伺いしたいと思います。

○**岩渕副部長兼主席調査監** お盆の期間に際しての帰省に関するメッセージの出し方がありますが、工藤大輔委員御指摘のとおり、あの時期、国の分科会の開催予定、あるいは知事会等でもそういうメッセージの取りまとめ等を行っておりました。それが7月の連休期間が終わって、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大傾向にあった中で、そういう状況になったと思います。我々も岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議の開催等について内部協議をする際に、なるべく早く出したほうがいい、あるいは国の動向等も見ないと出しにくいといったさまざまな議論を重ねる中で、遅くとも8月6日がリミットということで設定をして出したところであります。確かに移動の予約等が始まっている時期だと思いましたので、ちょっとどうかなというのはありました。非常に厳しい中でタイミングを判断をしたという状況であります。

○**工藤大輔委員** 結果として、国内全体ではお盆の帰省は想像以上に少なく、ほとんど移動しなかったと言うに近いぐらいの状況であったと思います。それだけ新型コロナウイルス感染症の感染、あるいは拡大させるのではないだろうかという不安があったと思います。お父さんに帰省していいかという趣旨のLINEを送ったところ、岩手県で第1号になるのは絶対だめだから帰ってくるなというやりとりが、全国的に取り上げられました。あのときの心境はまさにそうであるし、どこの家庭でも同じようなやりとりがあったのではないかと思います。

ここに来てGo To キャンペーンにより、東京都を含めて一気にGo Toになって、観光地がにぎわい、年末年始の予約も非常に多いということで、今後経済が回り始め、かなり効果が出てくるものと思いますが、Go To効果が出てくると、ちょっと違和感を感じるのが、知らない地域には旅行に行くけれども、よく知る実家、あるいは生まれ育った地域には帰れないという心境がまだ残っているのではないかというところに、本当にこれでいいのかという思いを持ちます。あと2カ月もすれば年末年始を迎えるようになります。岩手県としてどういうメッセージを発するのか。あるいは、県出身者等で家族がいらっしゃる方もおりますので、帰ってくる方々に対して、行政検査だけではなくて、例えば簡易検査の実施ができる、あるいは東京都等から来るのであれば、そちらで検査をしてきた人に対して助成をするなど、何らかの安心の担保がなければ、まだまだ平常時には近づけないと思います。そして何よりも、ふるさとを遠い存在にさせてはならないと思っています。これから年末年始に向けて、県はどのような対策をとっていくのか、メッセージ

を発していくのか。そのことについては注視したいと思っておりますが、これに対する所感をお伺いします。

○藤原広聴広報課総括課長 工藤大輔委員御指摘のとおり、特に高齢者がいる御家庭に帰る場合、あるいは病院や介護施設等を訪問する場合にちゅうちょされて、なかなか素直に帰ることができないという御相談や御意見もいただいている現状にはあります。新型コロナウイルス感染症の感染は抑えられている状況ではありますが、まだまだ油断できない状況でもあります。誰でも感染する危険性がありますので、お互いに感染対策をした上で帰省されるように、岩手県においても感染防止策の徹底を呼びかけていきたいと思っております。

具体的には、12月に発行するいわてグラフや新聞広告等で県民に呼びかけたり、帰省に間に合うような時期にメッセージを発して、優しく迎える岩手県であることをアピールしてまいりたいと思っております。

○工藤大輔委員 それが県民の求める安心の担保になるのかどうか。私の友人がお盆に帰ってきたとき、ホテルを2週間とったというのです。ホテルを2週間とれる人は非常にいいなと思っておりますが、そういう方もいましたし、検査に4万円も払えないので帰省するのをやめたという人もいました。呼びかけも大事ですが、安心の担保となる何らかの対策も重要だと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。お盆に県内初のクラスターが遠野地域で確認されたことにより、帰ってくるなという心理が働くことも心配されますので、意を用いてやっていただきたいと思っております。

もう1点、今回この質問をするに当たって、どこに質問をすべきか迷いました。岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部が出したメッセージですので、保健福祉部なのだと思います。ただ、最初の感染拡大期においては、感染防止が一番の対策でしたので保健福祉部が所管するのはそのとおりでと思いますが、今のステージは経済をどう回すかという取り組みが主になっているのではないかと思います。感染者が全国一少ないこともあり、いち早く経済を立て直し、日常を取り戻すとなった際に、保健福祉部が所管のままがいいのかという思いを持っています。新型コロナウイルス感染症の終息後も見据えながら、所管を政策企画部等に移すことについて、考え直すタイミングではないかと思うのですが、対策本部の設置ないし運営のあり方を今後どうしていくのかお伺いします。

○白水総務部長 新型コロナウイルス感染症対策にどのように取り組んでいくか、それから岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部の関係であります。保健福祉関係、経済対策、あるいは教育、文化、スポーツなど、さまざまな分野に及んできておりますので、我々としては全庁挙げてしっかりと取り組んでいかなければいけないと思っております。

現在の対策本部体制であります。御承知のとおり、本部長はもちろん知事ですが、副本部長に両副知事と総務部長の私、そして保健福祉部長がなっております。

4月、5月の流行し始めた時期は、国、特に厚生労働省からさまざまな情報提供がありましたので、保健福祉部を窓口として情報を受けとり、さまざまな対策をしていくということがありました。一方で、私も総務部長という立場であったものですから、総務省との

リエゾンということで、これは47都道府県それぞれに担当があって、やりとりをしていたのですが、そういったルート、あるいは内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの情報もあわせて本部に上げて、対策をしていくというようなこともありました。

庁内の体制としましては、我々総務部では人事、予算を持っていますので、人事の面ではさまざまな業務支援体制の強化であったり、予算の関係では補正予算の編成をさせていただきました。政策企画部においては経済対策の取りまとめをしまして、本部に上げて了解をもらう作業をしておりました。引き続きこの対策本部を中心に全庁挙げてしっかり取り組んでいくものであります。もちろん、工藤大輔委員から御指摘がありましたとおり、これから経済対策をどう講じていくかが重要になってきておりますので、その点については商工労働観光部ともしっかりと連携して、取り組んでまいりたいと考えております。

○工藤大輔委員 全てが保健福祉部ではないということは確認できましたが、そうは言ってもまだ保健福祉部が所管のような形になっていると思いますから、体制についてはもう少し考えるべきではないかと思います。

最後に、先ほどふるさととの件を言ったので、ぜひふるさと振興部長から、岩手県出身者にとってふるさとが遠い存在にならないように、心のふるさとだけではない、帰りたいときには帰って来られる、また温かく迎えられる地域にこれからもなっていくように、一言いただきたいと思います。

○佐々木ふるさと振興部長 年末の帰省につきましては、先ほど答弁があったとおりでと思いますが、岩手県の県民気質というか真面目さは、ある意味、一步出すところがとまるような、そんなところで、丁寧に大切に行動しているといったところがあると思います。

G o T o キャンペーンで発症状況がどうなるのか見る必要はあると思いますが、県としても、お盆で我慢した方々が年末年始には帰って来られるような、そんな雰囲気をつくることもまた大事だと思いますので、総合的に状況を判断しながら、ふるさとを思う気持ちが行動にも移るような対応、対策をぜひとも考えていきたいと思っています。

○飯澤匡委員 私は大きく2点聞きます。

最初に、I L C実現のための推進についてお伺いします。先ほど佐々木宣和委員からも話がありましたが、ウェブ講演会の件について、きのうも東北I L C推進協議会のオンラインの講演会があったようですが、非常に有効だと感じました。より多くの方々に見てもらうようにI L C推進局もいろいろ御努力をされたと思います。9月24日の参加者数、きのうも含めてでいいですので、あとはその効果についてどのような評価をされているのかお伺いします。

○高橋副局長兼事業推進課総括課長 24日のI L C講演会には、北海道から九州までの21都道府県と海外からのウェブ接続になりますが、合計で630名を超える参加がありました。

効果についてですが、3月の講演会が中止となって以降、どうしたらいいのかといろいろ検討してきたのですが、ウェブを使うことによって、講師の先生は東京で講演できます

し、パブリックビューイング的に数十名まとまって聞く、あるいは職場で直接つないで聞くなどいろいろな形で、県内だけでなく全国の研究者や一般の方が参加してくれて、結果的に広く情報を発信することができたという意味では効果があったと思います。反面、その場での質疑応答がちょっとやりづらいというようなこともありましたので、いい点、難しい点あると思いますが、広く発信するという点から、方法についてはこれからも検討しながら、こういった取り組みはやっていきたいと思っています。

○飯澤匡委員 今までも安全管理の部分については、県は積極的に県内でもやった経緯があります。これは決算特別委員会でも時間があれば聞きますが、今回のこのコロナ禍によって、ウェブ会議も社会に大きく浸透してきたので、それはしっかりメリットを押さえて、一方的に情報収集するという面においては非常に有効な手段だと思っていますので、使い分けをしながら行っていただきたいと思っています。

次に、県民にもっと広く正しい理解を進めていかなければならないことについて、先ほどの質疑の中にもありましたが、私はメディアの姿勢が正確ではなかったと思っています。ロードマップからおろしたということが、すなわち道のりは遠くなったという見出しになっているということ自体が、県としてもメディアに対する定期的な情報の発信、あるいはレクチャーする努力も必要だと……。この間の件は、私の個人的な推測ですが、KEKは、3月に下手におろしてしまうと余計な思惑を社会に出すことになるので、ヨーロッパの会議が終わってからでない結論めいたものは出ないということがあったのだろうと思います。

質問に戻りますが、これからも正しい理解を進めるために、いろいろ企画立案することは非常に大事だと思うので、その点に対する今の時点での考え、方針があれば示してください。

○高橋副局長兼事業推進課総括課長 一般的な情報発信については、先ほど言ったいろいろな方法があります。また報道関係につきましても、先ほど局長からもお話ししましたように、ここにかかわっている機関がたくさんあるものですから、それぞれは発信しているのだと思うのですが、全体がうまくつながっていない場合があったりして、確かに行き違いがあることもあります。新型コロナウイルス感染症が感染拡大する前は、例えば仙台で会議があった場合に、その後記者レクみたいなことを定期的にやっていたのですが、ことはそれもなかなかできていなかったのも事実であります。

そういう意味では研究者の方々とも、ウェブでもできる記者レクのような場の持ち方などについても話をしております。欧州素粒子物理戦略が出たときには、鈴木学長等に県庁に来ていただいて深夜にやってもらったのですが、そういう何かの節目に限らず、定期的にもやることも必要ではないかという話を研究者からもいただいていますので、やり方を含めて相談をしていきたいと考えております。

○飯澤匡委員 安全管理のところについては、詳細設計が後々明らかになってきますと、非常に際どいやりとりが予想されますので、今からしっかりと姿勢を明らかにしていくこ

とが I L C 推進局の役目だと思いますので、よろしくお願いします。

2点目は、I G R いわて銀河鉄道株式会社の経営についてです。前回は赤字であろうということで質問をさせていただきましたが、内容を見てさらに驚きました。創業以来の赤字だということであります。確かにコロナ禍による乗客数の低下だったり、定期券の販売が非常に下がったことは大きな要因であると思いますが、私はもう何年も前から前社長の乱脈経営について厳しく指摘をしてきました。これは非常に根底にあると今でも思っています。今の浅沼社長にはぜひ頑張ってくださいたいと、エールを送る意味で質問させていただきます。この状況については内部告発もあり、私も含めて多くの委員が、県が50%以上も株を保有しているステークホルダーとして責任ある行動をとったのかということについて、今でも明らかにしてほしいと思っています。赤字要因については結構ですから、前社長の乱脈経営について、当局はどのように評価されているのか伺います。

○小野寺地域交通課長 まず、I G R いわて銀河鉄道におきましては、安全安定輸送の確保、それから安定的な財務運営の実現が重要な責務と考えております。そういった意味で、前社長が在籍した平成25年6月から平成30年6月までの5年間、安全安定輸送の確保はしたと評価できると思います。ただ一方で、I G R いわて銀河鉄道が掲げております新経営ビジョンで黒字経営の継続を目指していたところですが、それにつきましては、寝台特急列車の廃止といった要因等もありまして、平成28年度以降、経常赤字が続いている状況でありますので、これについて引き続き県と沿線市町村と一緒に収支改善に向けた取り組みが必要であり、今その取り組みが進められている状況であります。

○飯澤匡委員 改めて言いたくないのですが、いいですか、あのマンドリンシンガーを事あるごとに呼んだり、それから収支は関係なく関連事業を大きく展開して。今はもう大体そういうのはやめているではないですか。その辺の内部資料を明らかにしろと請求をしても、経営事案にかかわるから公表できないと。郷右近委員が委員長だった特別委員会で調査を行ったポートアイランドの鉄道会社については、100%情報開示していました。先ほど言ったように、県のそうした秘匿性がこのような乱脈ぶりを増長させた一つの要因ではなからうかと思っています。

なかなか言いづらいと思いますが、問題点はその次なのです。今天下りとは言わないのですが、県が次の就職先をあっせんするあり方についても、短期間でこのような経営の根底を覆すことがあってしまえば、県の信頼にもかかわる問題だと思います。菊池社長の前は熊谷順太社長がいて、本来あるべき任期の中に無理くり突っ込んでいったのです。無理くり突っ込ませたのですよ。よくなるかと思ったら、全くひどい経営をして、結局次に非常に大きな負担を負わせてしまう結果になっているのです。あまつさえ、この社長の期間にはいろいろな不祥事も勃発をして、まさしく I G R いわて銀河鉄道の信頼を落としてしまった。この件についてはしっかり検証して、次の人事の件についても……。県はなぜ送ったかというのは大体予想できますが、そういうことではだめなのです。県の信頼を損なうようなことはやってはいかんと思うのですが、所管する責任者の方、御答弁願います。

○千葉理事兼副部長兼総務室長兼首席調査監 原則で申し上げますと、退職した方々については、人材バンクというものを設定しまして、そこに申し込みをいただいた団体に、こちらからその要件に見合う方を御紹介するというをやっております。意図的なものではなく、本当にマッチングという形でやっております。適切にそういう人事管理をしていきたいということあります。

○佐々木ふるさと振興部長 私も、この4月から所管するということで、経営状況を何年か振り返って、資料等を見させていただきました。やはり途中、途中で、寝台特急が廃止になったり、経営上大きな赤になる要因がある中で、その年、その年、その時々、どういことができるかとさまざま苦勞されてきたというか、いろいろ取り組んできた結果が今に至っているという捉え方をしております。実際赤字経営が続いていることの大きな要因は寝台特急がなくなったこと、3億円ほどの欠損になっておりますので、それをどうカバーするかという道のりが今なお続いているという捉え方をしております。

こういった状況を踏まえると、原点に立ち返って、鉄道事業として利用者が利用する、そういった経営をしっかりとやるべく、関係者と知恵を集めて、利用促進あるいは地域の振興につながることをやっていくべきものとして、今も対応をしているところです。

○飯澤匡委員 答弁としては、なかなか苦しい状況であるというのは理解した上で質問しているのですが、ただ、いいですか、当時の社長が何を部下たちに言ったかという、私の任期のうちは黒字になるだろうと、要は寝台特急はそこまで続くだろうと、収支関係なく、いろいろな事業をばんばん展開しろと。もう採算度外視で、とにかく花火を打ち上げろというような指示だったのです。これは、経営者として私は最低だと思います。中長期的な計画を立てたが、計画は計画だけで、自分のやりたいことだけやっただけです。これは経営者として最悪ですよ。経営というのは、中長期的な危機管理をちゃんとしながら進めていかなければならないのに、社長というその地位に溺れてしまって、何でもできると。要は、取締役会でも県の部長が今までも出てきたはずですが、そういうことが議会から指摘されたことについても、どこまで彼の耳に届いたか。

実際問題、赤字になってきたのは、彼の在任期間の次の年からだったと思います。こういう状態では本当に県民レールとしての信頼というのが……。私は本当に情けないと思うのです。蒸し返したくはないので、ぜひとも今後このような事案が発生しないように、人事もそうだし、それから経営に対しても県の厳しい目、これはさっき言ったように50%以上株を保有しているのだから責任を持って、襟を正してやっていただかないと困ります。

今の社長は本当に気の毒でしょうがないです。いずれそういう立場になったので、そういうことしか多分言えないと思うのですが、実際問題、あったことをここで明らかにしておかないと、臭いものにはふたをして、次は誰かやるからいいだろう、あの人はかわいそうだなでは県民が困るのです。その点について所感があればお願いします。

○佐々木ふるさと振興部長 今年度の補正予算によりまして、IGRいわて銀河鉄道も県の税金が投入され、新型コロナウイルス感染症で損失があった部分を補填させていただ

ております。こうした税金というものの重みをしっかりと捉えて、I G Rいわて銀河鉄道自身もみずからの経営改善に向けた努力もしながら、我々も関係者として一緒になって取り組んでいきたいと思っております。今年度も、取締役会がある際には何度か足を運んでいただき、確認すべきことはしっかりと資料を精査するよう対応させていただいております。県としての責任も感じながら、経営改善等々に努めてまいりたいと考えております。

○岩渕誠委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

なお、今回継続審査と決定いたしました請願陳情1件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続審査の申し出を行うこととしますので、御了承願います

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。